

人事委員会委員長談話

平成29年10月18日

本日、人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、所要の措置をとられることを要請しました。

職員給与は、民間給与や国家公務員給与等との均衡を図って決定することとされていますので、勧告に当たり、本年の民間給与実態調査の結果や人事院勧告の内容等を勘案して慎重な検討を行いました。

その結果、給料表、期末・勤勉手当（ボーナス）については、本年は職員給与と民間給与の較差がわずかであることなどから、改定を行わないことが適当であると判断しました。

扶養手当については、国や他の都道府県との均衡の観点から、配偶者に係る手当額を減額し、子に係る手当額を引き上げる見直しを行うこととしました。また、通勤手当については、交通機関等利用者の全額支給の限度額の引上げや自動車等使用者に支給する手当額の見直しを行うこととし、両手当の改定を来年度から実施するよう勧告しました。

職員の勤務環境については、公務を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の健康の維持や、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。特に、長時間労働の是正を始めとした働き方改革が、社会全体の重要課題となっていることから、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進などによる総実勤務時間の短縮に向けて、より実効性のある措置を講じる必要があります。また、心身両面の健康管理対策やハラスメント対策、育児や介護を行う職員等の働きやすい勤務環境の整備についても積極的に取り組む必要があると考えます。

人事行政の運営については、本年6月の閣議決定を受けて、国において、公務員の定年の引上げについて具体的な検討が進められており、本県においても、国の検討状況を注視しつつ、本県の実情を踏まえて定年の引上げに係る検討を行う必要があると考えます。また、採用試験の応募者数の減少が続く中、任命権者とも連携して、より一層、きめ細かく効果的な人材確保策を展開していく必要があると考えます。

公務員倫理については、常に厳正な規律意識と高い倫理観を持って綱紀の保持に努めるとともに、県民全体の奉仕者としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えていくことが必要と考えます。

県民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告制度の意義と職員の適正な処遇の確保について、深い御理解をいただきたいと思います。